

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2023 年 11 月 1 日

株式会社シーユーシー
株式会社シーユーシー・ファイナンス

2023年11月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社シーユーシー
代表取締役 濱口 慶太

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社シーユーシー・ファイナンス
代表取締役 桶谷 主税

株式会社シーユーシー（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社シーユーシー・ファイナンス（以下「吸収分割承継会社」）は、2023年9月5日付で締結した吸収分割契約書に基づき、効力発生日を2023年11月1日として、吸収分割会社が営む診療報酬等のファクタリングサービスに係る事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び同第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1項）
2023年11月1日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1） 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。
 - （2） 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、吸収分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。
 - （3） 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - （4） 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき2023年9月20日付の官報において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）
 - （1） 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止

請求)

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく、吸収分割承継会社に対しての本吸収分割の差止めの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の株式買取請求)

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、本吸収分割について、会社法第 797 条の規定に基づく、吸収分割承継会社に対しての株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の異議)

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 9 月 20 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 11 月 1 日をもって、吸収分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額 (概算) は次のとおりです。

承継した資産の額 (概算額)

3,136 百万円

承継した負債の額 (概算額)

3,101 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2023 年 11 月 10 日 (予定)

6. その他本吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行い、吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行いました。

吸収分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 (以下「労働契約承継法」といいます。) 第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得よう努め、かつ、商法等の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 90 号) 附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行いました。また、吸収分割会社は、労働契約承継法第 2 条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申出はありませんでした。

以 上